

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年2月7日 09時00分ごろ
発生場所	鹿児島県いちき串木野市沖ノ島北方沖 薩摩沖ノ島灯台から真方位005° 1.6海里付近 (概位 北緯31° 46.0′ 東経130° 10.9′)
事故の概要	漁船第三勝進丸は、北進中、また、漁船栄丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月31日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三勝進丸、4.1トン KG3-30653（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 栄丸、0.6トン KG3-33411（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に凹損、前部マストに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、操業しながら北進中、船長Aがしゃがんだ姿勢で食事を取りながら航行していたところ、B船と衝突した。 B船は、船長B及び甲板員1人が乗り組み、北西に向首した状態で漂流し、船長Bが重りのついた網の揚網作業を、甲板員が漁獲物の選別作業をそれぞれ中腰の姿勢で行っていたところ、甲板員が、接近するA船に気付き、船長Bと共に叫んで旗を振ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、北進中、船長Aが、しゃがんだ姿勢で食事を取りながら航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長B及び甲板員がそれぞれ中腰の姿勢で作業を行いながら漂流を続けたことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北進中、B船が漂流中、船長Aが、しゃがんだ姿勢で食事を取りながら航行を続け、また、船長B及び甲板員が、それ

	ぞれ中腰の姿勢で作業を行いながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、他船を見落とさないよう、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 漂泊中であっても、他船を見落とさないよう、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li></ul>